

木材・紙製品に係る調達ガイドライン

森林は、気候変動対策や生物多様性を維持する上で重要な役割を担います。一方、世界では森林の減少が続いており、その原因のひとつは森林伐採による木材等の生産にあるとされています。

こうした外部環境を踏まえ、三菱商事は森林地域における森林や生態系の保全・人権・労働問題への取り組み方針となる「木材・紙製品に係る調達ガイドライン」を制定し、三菱商事の基本的な考え方を全世界のサプライヤーの皆様へお伝えし、以下に定める項目の取り組みを進めていきます。

1. 持続可能性、合法性に配慮された森林由来、またはリサイクル原料を主原料としている商品を調達します。
2. 原料採取に際し、現地住民や林業・林産業に携わる労働者の人権に配慮された商品を調達します。
3. 調達する木材原料や商品の合法性を確認する管理体制を構築し、運用しているサプライヤーから調達します。
4. 森林認証や自主調査等を通じて、サプライヤーが保護価値の高い森林（HCV）の伐採や高炭素貯留地域（HCS）の破壊・農地転用等、深刻な社会・環境問題に関与していないことを確認していきます。
5. **FSC** ^(※1) 又は **PEFC** 認証を取得した商品を優先的に調達します。また、森林認証未取得のサプライヤーに対し認証の取得を求めます。**FSC** 又は **PEFC** 認証を取得した商品の調達が難しい場合は、「持続可能なサプライチェーン行動ガイドライン」に沿った基準を満たすサプライヤーから調達します。万一、当該ガイドラインに違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーに是正措置を求めるとともに、必要に応じて、サプライヤーへの指導・支援を行います。継続的な指導・支援を行っても是正が困難と判断された場合には、当該サプライヤーとの取引を見直します。

バイオマス発電向け原料については、本ガイドラインの適用に加え、パーム由来原料 ^(※2) は取り扱わない方針です。

(※1) ライセンス番号：FSC® - C156725、FSC® - C016424

(※2) パーム油、及びパーム油生産時に副産物として発生するバイオマス残渣（PKS、EFB等）

以上